

Asia Growth Investment Inc.

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧について

当社は適格機関投資家等特例業務を行っており、金融商品取引法第 63 条第 6 項及び第 63 条の 4 第 3 項に定める書面を公表しております。

別紙様式第二十号の二 [詳しくはこちら](#)